

コーポレート・ガバナンス体制と内部統制

基本的な考え方

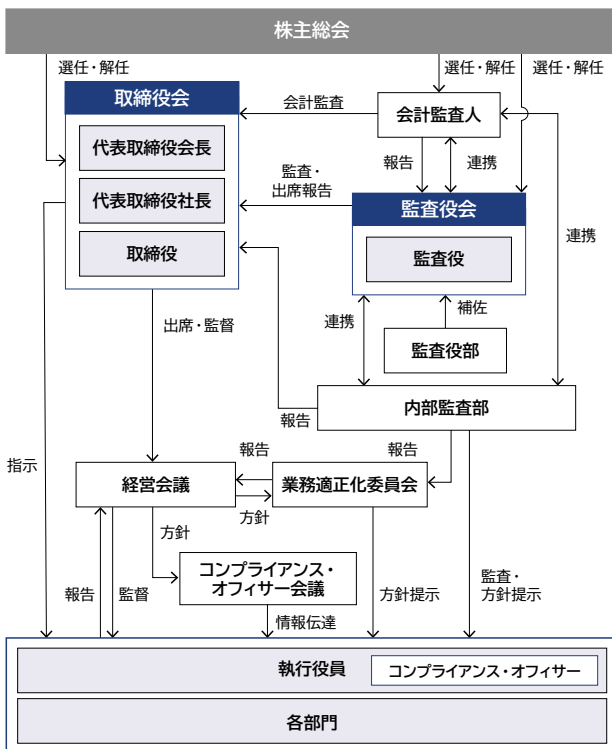
当社は、社是「世界とともにある企業」「社会から必要とされる企業」の実現に向け、ステークホルダーの皆様と健全な関係を築き、企業としての社会的責任を果たすとともに、持続的な成長と企業価値の向上をめざして、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。

コーポレート・ガバナンス

当社は監査役設置会社で、取締役会および監査役会を設置するほか、経営会議を設置しています。

取締役会は月1回（臨時開催あり）、法令で定められた事項や経営に関する重要事項などを意思決定し、取締役

ガバナンス体制図



の職務執行の監督を行います。迅速な意思決定と業務執行を図るため、取締役会規則・同付議基準にて、取締役会に付議すべき事項を具体的に定めており、例えば中長期事業計画や年度予算、一定金額以上の資産・資金に関する事項などについては、取締役会での審議・決議を行っています。また、取締役として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深め、必要な知識を習得するための研修を行っています。このような研修は、当社の国内外子会社の取締役も対象として実施しています。

経営会議は、事業運営に関する意思決定・情報共有の場として、会長、社長、副社長、その他部門長などで構成され、月1回開催しています。

内部統制の強化

当社は、会社法に基づき企業集団における業務の適正を確保するため、取締役会で定めた「内部統制に関する基本方針」に準じて、内部統制の構築・強化に努めています。

当社の内部統制に関する最高機関として、2016年度に、これまで個々に設置していたCSR委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会を発展解消し、社長を委員長とする「業務適正化委員会」を設置し、矢崎グループにおける内部統制の有効性の監視・評価を行っています。

2018年度は、同委員会を計2回開催したほか、内部統制の強化をさらに推し進めるため、同委員会下に管理部門担当副社長をトップとしたワーキンググループを設置し、より高い頻度で活動を行いました。ワーキンググループでは、喫急の課題への対応に重点をおき、管理部門による横断的な課題分析および対応を集中検討しました。また、各地域への「内部統制委員会」の設置も完了し、矢崎グループ全体で内部統制を強化する体制が整いました。